

いわゆる外国為替証拠金取引の「景品類の提供に係る取引の価額」について

金先協平 20 第 57 号

平 20 . 3 . 18

不当景品類及び不当表示防止法において、一般懸賞と総付景品の価額の最高額若しくは総額は「景品類の提供に係る取引の価額」を基準に定められていますが、いわゆる外国為替証拠金取引では、例えば、くりっく365と店頭外国為替証拠金取引の当該価額については異なった運用がなされている事例がみられます。このような状況下では公正な取引が確保できているとは言えず、本協会としての運用基準を示すこととなりました。

いわゆる外国為替証拠金取引の「景品類の提供に係る取引の価額」については、景品類を提供する企画等が売上の増加を目的としていると認められることから、売上計上の起源となる手数料の額及び手数料に相当するものの額（為替及び金利に係るスプレッド収益等）を当該価額と見なすことが妥当であると考えられます。

つきましては、今後、広告等において景品類を提供するキャンペーンの掲載を行う場合は、下記基準に従い実施するようお願い致します。

なお、本件の内容については、当局（公正取引委員会消費者取引課）の確認を得ていることを申し添えます。

記

「会員がいわゆる外国為替証拠金取引を行う顧客に対し景品類等を提供する場合には、顧客から徴収する手数料の額、手数料に相当するものの額（為替及び金利に係るスプレッド収益等）又は当該2つの額の合計を「景品類の提供に係る取引の価額」とすること。」